

行財政改革推進特別委員会より報告

十一月二十四日に開催した本委員会における議題と審議内容は以下のとおり。

「住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について」

競売等、法的措置後の滞納を抱える債権者

について、その後の支払いに展望がない状況に対し、減収等により手立てがない。また、年間支払いなしの状況

については新築、宅地のいづれかの優先にて一方が未払い、また、債務者死亡後の相続人が支払えない状況。平成二十二年度の完済は滞納なし二件、滞納あり二件。本委員会において八月五日に提言した「債務者の死亡や競売後の返済能力の欠如など、諸事情についても勘案し、迅速な対応処理を検討する時期に

来ているのではないか」という点についての捉え方は、破産申立等も多くなってきた状況にある。また、数件不納欠損もあり、債権管理条例での判断も行うとの見解である。

「市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について」

駐車場使用料を含め、徴収率は現年分で微増。滞納分は下がっている。現年滞納者数十二名、滞納月数四十六カ月、収入未済額八十三万五千二百四十七円。住宅使用料、水道料共に未納者は滞納者の半数強である。

「防犯灯整備の調査結果と補助制度の検討状況について」

調整方針の概要、現在と調整案の取り扱い



行財政改革推進特別委員会

比較、経費関連について説明を受け、質疑。

現在、直営分は香北五百二十九基、宝町八十四基、自治会分千五百二十四基。調整案は設置時補助を受ける場合は認定申請を要す、

防犯灯台帳整備を行う、電気料は一〇〇%補助、蛍光灯は上限一万円後半額補助とのこと。試算では三百二十五万円

の予算増が見込まれる。

LED化推進の自治会発注、直営分発注の手順、予算などについて詳細にわたり質疑を行った。

「特別委員会の今後の会議の進め方について」

定例議会にあわせ最低一回は開催。住宅新築資金等貸付金及び市営住宅使用料等の審査については滞納整理の方針も確立した現状から毎回の審査としない。

「特別委員会の今後の会議の進め方について」

議会改革推進特別委員会より報告

十一月三十日に開催した本委員会では、委員会での今後の審議内容と方針について審議した。

を期限として議会基本条例の制定を目指す。それまでに審議すべき事項は以下のとおりとした。

方針として、議会基本条例制定第一号である栗山町等を事例に、『議会改革をやることから改革していく』、そしてその先にこれからの議会改革を継続するために条例として改革の理念と成果を制度化していく、『改革先行型』で行う。最終的に平成二十四年三月末

- ① 適正な議員定数
- ② 一般質問の方式
- ③ 会派制の研究
- ④ 政務調査費
- ⑤ 執行部の提案理由の説明
- ⑥ 常任委員会の活性化
- ⑦ 意見書の取り扱い
- ⑧ 市民に対する議会報告会の開催
- ⑨ 議会基本条例の制定
- ⑩ 適正な議員報酬



議会改革推進特別委員会